

（突入防止装置）

第 180 条 突入防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。この場合において、次に掲げる突入防止装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置

ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置

ハ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であつて、その長さは、これを備える自動車の幅の 60 % 以上であること。

三 第 1 号に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。

四 突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。

イ 腐食等により取付けが確実でないもの

ロ イに掲げるもののほか、堅ろうでないもの

五 突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

2 保安基準第 18 条の 2 第 3 項本文ただし書の「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示に定める自動車」については、次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車とする。

一 車両総重量が 7 t 以上の自動車にあつては、車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。

二 車両総重量が 7 t 未満の自動車にあつては、車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60 % 以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。

三 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下（車両総重量が 3.5 t を超え 7 t 未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距

離が 1,500mm 以下のものに限る。) にあつては、600mm 以下。3.5 t 以下の自動車にあつては 700mm 以下。) であること。

四 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下（車両総重量が 3.5 t 以下の自動車にあつては、600mm 以下。）であること。

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 4 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものに備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であつて取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。

ホ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

ヘ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

(1) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。

(2) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積は、350cm²以上でなければならない。ただし、車幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 700mm 以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 600mm 以下となるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。